

第 2 回懇談会提出資料（山本委員）

1. 適正な検査に関する取組み内容

農産物検査を適正に行うよう、JAグループでは農産物検査員の技術向上や法令等の遵守に関する取組みを行っている。

(1) 登録検査機関（JA）

ア. 技術向上対策

- JAは検査員の等級格付に必要な技術を向上させるため、検査期間以外にも定期的に試料を鑑定する鑑定会を実施。
- JAは検査員間のばらつきを防ぐため、検査開始時期に当年産の品質等の特徴を検査員全員で確認する目合せ会を実施。

イ. 法令等の遵守

- 農産物検査員に関係諸法令、業務規程の遵守について周知・徹底。（鑑定会、目合せ会、研修）
- 検査員、検査補助員に検査証明の記載漏れや押印漏れがないよう周知・徹底。（検査時、目合せ会、研修）

(2) 県検査協議会

ア. 検査員への技術指導及び法令等遵守の徹底

- 県協議会は、県段階でJA検査員を対象にした鑑定会、目合せ会を実施。
- 県協議会の指導員は、検査期間中に適宜検査場所を巡回し検査員を指導。

イ. 検査員の育成

- 初任者に対する育成研修や、検査業務の指導者となる指導的検査員養成研修などを実施。

(3) 全国検査協議会

- JAの検査員を対象とした指導的検査員養成研修を自ら開催するとともに、県が実施する指導的検査員養成研修への講師派遣等、JAにおける指導者の養成を支援。
- 各県の代表的な検査員を対象とした鑑定技術の競技会を開催。
- 全国協議会の指導員も検査期間中に適宜検査場所を巡回し検査員を指導。
- 検査証明の記載漏れや押印漏れがないよう、検査が始まる前に文書等で県検査協議会を通じて登録検査機関に周知・徹底。

2. 事務負担の軽減及び検査方法の効率化

(1) 事務負担の軽減

ア. 検査請求様式の簡素化

- 生産者が登録検査機関に提出する検査請求に係る書類は、生産者が記入困難な項目（例えば検査請求書の検査手数料額）があり検査員が代理記入するなど、検査員の事務負担が大きい。
- ⇒ 生産者が容易に作成できる様式に見直していただきたい。

イ. 検査結果の報告期限の延長

(ア) 報告期限

- 登録検査機関は検査結果を翌月3営業日までに県庁に報告することになっているが、JAは複数の検査場所で検査を行っていることから、確認や集計に時間を要し3日では短すぎる。
- ⇒ もう少し余裕を持った報告期限としていただきたい。

(イ) 水分含有率に係る検査結果報告の廃止

- 「国内産農産物の品位等検査に係る水分の含有率に係る検査結果報告書（様式3号）」は作成の負担が大きい。
- ⇒ 国の検査結果公表にも反映されていないことから、同報告は報告対象から除外していただきたい。

(2) 検査方法の効率化

ア. カントリーエレベーター等共同調製施設（以下、CE）における証明方法

- CEはフレコンによる出荷が主体だが、販売先の要望により紙袋による出荷も行っている。
- 同一の調製ロットでフレコンと紙袋の両方を出荷する際、フレコン対応にばら検査を行う一方で、紙袋は個体検査を別途行うことになっている。
- ⇒ 同一ロット中の紙袋については、ばら検査の結果をもって証明できるようにしていただきたい。

イ. 個人調製フレコンの検査方法

- 個人調製フレコンの検査は、ばらと同じ検査手法となっているが、調製ロット一本で検査を行うCEと異なり、検査請求毎にばら検査を行う必要がある。
- ⇒ 個人調製フレコンの検査を個体検査に準じた方法に見直していただきたい。

以上

